

令和3年3月

# 逗子市教育委員会定例会

令和3年3月22日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

令和3年3月22日逗子市教育委員会3月定例会を逗子市役所5階第4会議室に招集した。

### ◎ 出席者

教 育 長	大河内 誠
教育長職務代理者	星 山 麻 木
教 育 委 員	高 橋 康
教 育 委 員	福 田 幸 男
教 育 部 長	村 松 隆
教 育 部 次 長	佐 藤 多佳子
教育総務課長事務取扱	
学 校 教 育 課 長	杵 山 英 延
学校教育課担当課長	内 田 源一郎
社 会 教 育 課 長	橋 本 直 樹
社 会 教 育 課 主 幹	佐 藤 仁 彦
図 書 館 長	安 田 清 高
図 書 館 担 当 課 長	塚 本 志 穂
療育教育総合センター長	藤 井 寿 成
こども発達支援センター長事務取扱	
療育教育総合センター主幹	奥 村 文 隆
教育研究相談センター所長	
子 育 て 支 援 課 長	村 上 晴 美
教育部次長（子育て担当）	杉 山 正 彦
保 育 課 長 事 務 取 扱	
市 民 協 働 部 長	岩 佐 正 朗
市 民 協 働 部 参 事 （文化スポーツ担当）	阿万野 充 代
文化スポーツ課長事務取扱	

事務局

教育総務課係長 須田純子

教育総務課主事 吉井まどか

◎ 開会時刻 午後2時29分

◎ 閉会時刻 午後3時35分

◎ 会議録署名委員決定 星山委員、高橋委員

## ○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

## ○大河内教育長

次に、本日の会議から新たに委員に任命されました福田幸男さんが出席されていますので、一言御挨拶をいただきたいと思います。福田委員、よろしくお願いいたします。

## ○福田委員

3月17日に教育委員に任命されました福田幸男と申します。よろしくお願いいたします。住まいは金沢区で、隣り合う地域なのですが、逗子は近くて遠くて、遠くて近いという感じです。教育委員会関係でいくらか活動報告とかプランの策定に少しかかわってきまして、外から逗子市の教育を見せてもらいましたけれども、今度は中に入りまして、皆さんとともに逗子の教育の推進のために努力したいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

## ○大河内教育長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議には、若林順子委員から、所用のため欠席する旨の届けがありました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年逗子市教育委員会3月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は星山委員、高橋委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第3「報告第5号」は人事を取り扱う案件のため、秘密会を予定していますので、他の日程を先に行い、最後に報告第5号の審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。本日の審議は、日程第2の次に日程第4を行い、最後に日程第3の順序で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

## ◎日程第1「1月定例会会議録の承認について」

### ○大河内教育長

日程第1「1月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、1月定例会会議録は承認いたします。

星山委員、高橋委員は会議録に御署名ください。

## ◎日程第2「教育長報告事項について」

### ○大河内教育長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

令和3年逗子市議会第1回定例会について、教育部長から報告をいたします。

### ○村松教育部長

それでは、私から令和3年逗子市議会第1回定例会の概要について、教育委員会に関することを中心に御報告をいたします。

市議会第1回定例会は、2月22日から3月17日までの24日間を会期として開催されました。2月22日、午前10時から本会議が開かれ、令和3年度逗子市一般会計予算ほか4会計予算が一括上程をされ、市長の施政方針演説及び予算提案説明が行われました。

3月1日、本会議におきまして、専決処分の報告1件、令和3年度当初予算議案を除く議案21件が上程をされました。教育委員会の予算を含みます議案第2号専決処分の承認について、これは令和2年度逗子市一般会計補正予算(第13号)でございますが、これを含む議案5件は即決で表決が行われ、全会一致で全て原案が承認されております。

その後、代表質問に移行をいたしまして、自民党逗子市議団 眞下議員から市内民間保育所の保育士への補助について、市内認可保育所の施設整備に対する補助について、保育園の待機児童対策について、小学校給食の委託化について、フリースクールとの連携について、中学校給食について、学校教育についての質問がありました。また、立憲クラブ 高谷議員

からは学校教育について、G I G Aスクール構想について、学校施設長寿命化計画について、中学校給食についての質問がありました。公明党 田幡議員は保育所等利用調整基準について、フリースクールとの連携についての質問が行われました。翌3月2日には日本共産党逗子市議会議員団 岩室議員から小学校における全学年35人学級への対応について、久木小学校校舎長寿命化基本設計業務委託について、小学校給食の委託化についての質問があり、それぞれ桐ケ谷市長、大河内教育長、また私から答弁をしたところでございます。

3月3日には教育民生常任委員会が開催され、議案及び陳情審査のため教育部関係職員が出席をいたしました。審査の結果、中学校の修学旅行を中止したことによりますキャンセル料等の教育委員会の予算を含みます議案第12号令和2年度逗子市一般会計補正予算（第14号）は全会一致で原案が可決承認されたほか、教育委員会で補助執行しております議案「逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましても、原案が可決承認されています。

その後、令和3年度当初予算審査のため、3月5日及び8日は予算特別委員会の総務及び教育民生分科会が開催され、10日には市長、副市長、教育長出席のもと、総括質疑及び表決が行われました。それぞれ審査の後、表決におきましては、令和3年度一般会計予算及び4会計予算はいずれも原案が可決承認をされています。

3月17日に本会議が開催されまして、予算特別委員会で承認をされておりました令和3年度逗子市一般会計予算を含む全ての議案が本会議におきましても全会一致で可決承認されました。

また、追加提案されました福田幸男さんを教育委員として任命することに同意を求める議案第22号教育委員会委員の任命につきましても、全会一致で同意することに可決をされたほか、議員提出議案を含む追加議案2件も可決をされております。

この後、陳情審査の委員長報告及び意見書案の審査が行われ、市議会第1回定例会は閉会となりました。

以上で市議会の概要についての報告を終わります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についても、この場を借りて御報告させていただきます。国の緊急事態宣言解除の決定を受けまして、本市では3月19日（金曜日）午前11時から逗子市新型コロナウイルス対策本部会議が開催されました。21日をもって緊急事態宣言の解除という決定を受けまして、市の取組方針の一部の改正を行っております。主な改正点といたしましては、教育委員会が所管します図書館、体験学習施設スマイルなどを含み

ます公共施設の管理運営に関しては、今日ですね、3月22日から段階的に利用を拡大していくこととしております。開館に当たりましては、個々の施設の実情に応じた適切な対応を図り、必要な感染拡大予防策を講じ、利用は原則夜9時、21時までとしているところでございます。

また、市主催のイベント等につきましては、県の対処方針にも合わせ、参加人数の上限を1万人とし、その上で食事を伴うものや大声での歓声、声援等が想定されるイベント等における参加人数につきましては、施設等の収容人数の50%以内というようなことを決めております。また、この内容につきましては、逗子市及び逗子市の機関が協力、後援するイベント等に対しても、同様の協力を求めることとしております。

次に、市主催の会議・研修等につきましては、必要な会議等を実施するに当たり、配慮事項を整理し、会議・研修等は時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染拡大防止対策を講じた上で開催することとしております。

なお、今後ですけれども、今回の決定を受けまして、市長も市民に対して市長メッセージというのを出されております。そこでも述べられていますが、緊急事態宣言解除はされましたけれども、神奈川県からは感染のリバウンドを回避するため、引き続き外出自粛等の要請が出されているところです。新型コロナウイルス感染症につきましては、今後も予断を許さない状況ということで、一人一人がうつらない、うつさないとの強い思いで感染予防対策に取り組むことが何より大事だということで、こういった市長メッセージも踏まえまして教育委員会といたしましても各事業の執行に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、逗子市では5月10日から高齢者のうち特に年齢の高い方から順に新型コロナウイルスワクチンの接種を開始していく予定としているところでございます。

以上2点、議会報告と新型コロナウイルス感染症対策について御報告させていただきました。よろしく申し上げます。

## ○大河内教育長

それでは、ただいまの2件について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。

## ○星山委員

1点目は、議会報告の中で出てきました1つ議員さんから御質問があったようですが、フリースクールとの連携についてということについて、もう少し、どんなことでやりとりがあったか教えていただけるとありがたいです。

もう一つは、家庭的保育ということについて、この2点について少し聞かせていただける

とありがたいです。

それから、新型コロナウイルスの感染症についてはですね、非常に重要なことだと思うのですが、学校教育に関して、子どもたちにどのような教育を今後していくのか、また、報道などでも非常に心配なのは、この後の心のケアということで、子どもたちとか女性の自殺なども非常に増えておりますし、学校教育の中で一つは差別をなくしていかなければいけないということがありますので、心のケアが大事ですね。そういうことについても、もし何かお考えがありましたら聞かせていただけるとありがたいです。以上3点です。

### ○村松教育部長

フリースクールとの連携ということにつきましては、市長が施政方針におきまして不登校対策ということを述べられております。その中で、フリースクールとの連携というようなことが必要性、可能性として出てきているというところで、代表質問に対しましても、教育長からも、学校に行くことが全てではないということで、そういった場をいかに生かして今後その卒業後の社会生活を送っていけるような場を確保して、逗子で育っていってもらいたいということが大切になってくるかという点を答弁させていただいております。

また、この後、学校教育のほうから詳細説明あると思いますけれども。また家庭的保育については保育課から、そして最後のコロナ禍におけます学校教育につきましても学校教育課からお答えをさせていただきたいと思っております。

### ○大河内教育長

それでは、2つ目の家庭的保育について。保育課のほうから。

### ○杉山教育部次長（子育て担当）

本案件は、逗子市家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということで、条例の一部改正でございます。改正内容そのものは、厚生労働省令で同様の規定がありまして、厚生労働省令のとおり、基本的には準用して内容を変更する必要があるということで、今回の変更の主な点としまして、家庭的保育事業等という言い方をしますと、一般的な小規模保育事業であったりとか、家庭的保育事業というのは定員5名までなのですが、市が認可する事業に対して、連携施設を設定をすることが条例の第6条に設定をされています。

その連携項目が3点あって、1つは日常的な保育に関して、質問があったら相談をしたりとか、あとは園との交流を行うということが1点。2点目が、代替保育ということで、例えば家庭的保育でも事業をやっている事業者の中で、保育士さんが急に病気になって、もし足

りなくなったら、連携施設から保育士を送るか、もしくはその連携施設の保育所でお子さんを急に預かる。第3点目が、卒後の受け皿ということで、小規模保育等の卒園児を決まった連携施設で受け入れるというものなのですけれども、この3点とも法律の施行時から5年間の猶予期間を設けられていまして、現実的には例えば代替保育を行う。急に保育士が具合悪くなったから、連携施設の保育所から保育士を送れるかといったら、各認可保育所もぎりぎり回しているわけですから、急に保育士を送ることももちろんできませんし、認可保育所のほうでお子さんを急に預かることになる、保護者の送迎の負担からお子さんの状況の把握から、実際その受け入れる枠がとれるのかということがありますし、卒後の受け皿については、小規模保育ですと定員約10名ぐらいが2歳児クラスになりますけれども、2歳児まるまる受け入れられる園というのは、現実的には保育園の中にないので、この2項、3項に関してはずっと全国的に問題というか、なかなかクリアすることが難しいというのが保育園の課題になっていまして、法律の施行時から5年間の猶予期間を設けられていたものが、今回の条例改正でさらに5年延ばして10年間猶予した。連携設定しなくても10年間はいいですよ。

あとは2項目めの代替保育の提供に関しては、例えば企業主導型保育とか、あとは小規模事業者同士で連携をすることで、そういうことが可能ならば、連携施設を設定しなくてもいいということになっていきますけれども、そもそも認可保育所でできないことを事業所内保育所とか、事業型とか小規模保育事業者同士で連携というのは、これも現実的には難しいお話なので、難しい。

3点目の卒後の受け皿に関しては、市の認可の定員全体の、職場保育の2歳の卒園児と市内の認可保育所の2歳と3歳の定員の差があります。市内の範囲を定めた定員が多いので、その枠の中で認可をしているのであれば、その3項目めの義務も外してもいいというような規定になっていますので、3項目めに関しましては本市もそのような形で認可をしておりますので、今回、連携施設の設定の義務から外れた。

1項目め、2項目めは今後どのような形になっていくのかということは、国のほうでも課題意識を持っておられるようなので、ここ数年の間でまた違う形の改定がされて、どういう形になるのか。1点目の例えば相談をすとか、日常的な連携をすということについても、例えば市内の小規模保育事業所で1か所については、本園が横須賀の保育園というところがありまして、当然職員の方が応援は行います。市内の連携施設を設定をしても、そこがやはり指導するというのはなかなか難しいというようなことすとか、あとはこの施工時の前年に市内の保育所の先生ともお話ししたんですけれども、軽く「相談」という言い方をしてい

ますけれども、その相談の範囲というのは、厳密に考えると非常に難しい。厚生労働省令の中では、基本的にそういう書きぶりになっていますが、それ以上に具体的に何ができないといけな。責任の範囲がどこだというのがまだ決まっていないので、なかなかそのお話というのは進めることは難しいという話で、当市では今のところ連携施設の設定を義務的には求めていません。

そういう中で、10年間猶予されているので、今後数年の間に、協議を重ねていく中で最終的な着地点を探っていくものというふうに理解をしております。

それ以外にもいくつか改正点がございましてけれども、市内の小規模保育事業者等に関連する関連性は一切なかったという、そんな状況でございます。以上でございます。

### ○大河内教育長

3つ目について、内田担当課長より説明をお願いします。

### ○内田学校教育担当課長

フリースクールとの連携についての補足をさせていただきます。答弁の中で、市内で今、フリースクールとして活動している団体は2施設ありまして、そちらの施設と教育研究相談センターの所長と、適応指導教室の専任教諭がこの2つの施設と情報共有を行っているというようなところ。学校のほうとフリースクールとの連携では、定期的にフリースクールの活動について学校のほうに、こういう活動をして、いつフリースクールに登校してこういう活動をしましたという、情報交換のやりとりができることに関しては、そこに通っている日については学校のほうの出欠席も出席扱いというふうな形で対応しているというような答弁をさせていただいております。

学校以外の居場所というところがあるということで、子どもにとっても保護者にとっても安心感につながるというふうなところもありますので、今後とも連携を密にしていきたいと考えております。

### ○枚山学校教育課長

それでは、私のほうからは、今後の学校教育における動き等について補足させていただきます。星山委員が御指摘のとおり、今後子どもについてはいじめとか差別とかについて懸念されるところでございます。学校の中では、心の教育に力を入れて指導していきたいというふうに思っております。それとともに、今後、県では1か月程度、段階的緩和期間に入ること、その間、徐々にこれまで制限されていた活動をやめながら、制限を検討していきながら、学びの保障につなげていくと。同時に感染の拡大防止に努めていくことは、引

き続行っていきたいというふうに考えています。

また、子どもの教育を保障するためには、教職員の健康についても留意すべきだというふうに考えております。来年度、本市では新採用、小学校1名、中学校4名、採用になっております。特に新卒の教員については、大学を卒業したばかりの新卒の教員については、本年度、ほぼ学校に行けなかったりとか、あるいは教育実習等を行ってない可能性もありますので、その辺のところも丁寧に見極めながら、学校教育活動を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○大河内教育長

それでは、私のほうから付け加えて、教育委員会で発行しているベースブックがあるのですが、その中の支援教育の中の一次支援のところについて、校長会、教頭会の中で話させていただきました。どうしても二次支援、三次支援のほうに注目がいきがちなのですが、親和的な人間関係とか、多様性を認めるというような学級経営や人間関係づくりがきちっとされてないと、星山委員が指摘されているような心のケアとか差別の部分について課題が残るのかなというように思っています。また再度、課題に向かうということではなく、一次支援の部分の支援体制をもう一度見直してほしいという話を校長会議でしました。教頭会のほうでもそのところを職員室の担任である教頭先生のほうで目配りをしながら、一次支援に力を入れ、また二次支援、三次支援が該当することについても、手厚い支援が必要であること、最後は、「支援教育の視点で」と話をさせていただいていますので、その流れでこの3学期でまとめて来年度に向けての学校の支援体制に今、向かっているのではないかと思いますので、その辺の報告をさせていただきます。よろしいでしょうか。

#### ○星山委員

はい、ありがとうございます。

#### ○大河内教育長

それでは、その他、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

それでは、以上で教育長報告事項について終わりたいと思います。

### ◎日程第4「報告第6号教育委員会職員の人事について」

#### ○大河内教育長

日程第4「報告第6号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

## ○佐藤教育部次長

報告第6号教育委員会職員の人事について御報告いたします。

教育委員会職員の人事につきましては、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり教育長の専決により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。以上です。

## ○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。以上で日程第4「報告第6号教育委員会職員の人事について」を終わります。

## ◎日程第5「議案第1号逗子市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について」

### ○大河内教育長

日程第5「議案第1号逗子市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

### ○枚山学校教育課長

日程第5、議案第1号逗子市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について御説明いたします。

令和2年1月17日付けで文部科学省初等中等教育局長から、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の告示がありました。それを受け、神奈川県教育委員会は県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を定めた教育委員会規則を制定し、令和2年4月1日より施行しています。

逗子市立学校において勤務する県費負担教職員のサービスを管理する教育委員会が講ずべき措置として、文部科学大臣が定める指針を参考に、時間外在校等時間の上限等に関する指針を教育委員会規則に新たに定めるものです。具体的には、第2条、業務量の管理、第1号及び第2号に掲げられた時間を時間外在校等時間の上限とし、適切な管理を行っていくものです。

なお、本規則は本年4月1日の施行を予定しております。

以上で説明を終わります。

### ○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

**○福田委員**

業務量の適切な管理ということなのですからけれども、管理のあり方ということのですかね、どのようにして時間を管理していくのかということの手続についてお願いします。

**○杵山学校教育課長**

来年度の予算でＩＣカードを活用した出退勤の記録を行うことになっております。それで各学校に入っていったとき、それから退勤する際に、それを用いて学校の出入りを管理をするようなことになっております。

**○大河内教育長**

よろしいでしょうか。

**○福田委員**

はい。

**○大河内教育長**

その他ございませんか。

**○星山委員**

教職員の方の時間ですね、そこに関しての管理がきちっとされるというのは、ひとついいことだと思うのですが、私は教え子がすごく多く教員をやっているのですが、時間だけ管理されても、仕事量が減らないので疲弊していく一方であるというつぶやきも聞いています。ぜひ、実際というんですかね、実際の仕事量と管理するこの仕事の量でこの時間でやっていただきたいというものの、そこが合っているかどうか、整合性がとれているかどうかというのは、とれてないのだと思うのですが、とれるように、ぜひ環境整備なり教員が本来すべき仕事はもちろんしていただきたいのですが、ほかの部分に関してはお手伝いできることがありましたら、ぜひ工夫で、事実の、実際やらなければいけない量と管理されるべき量が合うように、支援していきたいなというふうに思っておりますので、何というのですか、時間管理だけではないように、実態と合うように、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

**○大河内教育長**

御意見という形でよろしいですね。

**○星山委員**

はい。

## ○大河内教育長

そのほかございませんか。

## ○福田委員

あと、実態としてですね、先生方のこういう業務、量というものに多少難点はあるのですが、今どうなっているのかというのは教育委員会のほうで把握されているのですか。つまり、学校で先生方がどのくらいの業務量をこなしているのか。時間で換算した場合、今、どのくらいオーバーしているのかというのは、委員会レベルで把握できているのですか。

## ○枚山学校教育課長

直近では調査していませんが、数年前に教員の仕事量の調査を県の依頼で行っています。そうすると、ほぼ調査の結果と、国が示している調査の結果とほぼ同じで、小学校の約3割ぐらい、中学校の6割ぐらいは週の時間で換算すると 時間ぐらいに近い量をしているというような結果にはなっております。今、星山委員の御意見いただいたとおり、教員がやらなくても済むような内容については、精査するとともに、本年度からスクールサポートスタッフも各学校に配置され、来年度も加配があるというふうに聞いておりますので、そういったところで時間の管理と仕事量の管理等の、あるいは支援のほうで委員会としてできればというふうに考えております。

## ○大河内教育長

よろしいでしょうか。そのほかございますか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入りたいと思います。議案第1号については、可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第5「議案第1号」を終わります。

## ◎日程第6「議案第2号 逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」

### ○大河内教育長

続いて日程第6「議案第2号 逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

## ○杵山学校教育課長

それでは、議案第2号逗子市立小・中学校の管理運営に関する規則の一部改正について御説明させていただきます。

管理運営規則では、前期と後期の境目のところを10月の第2月曜日と火曜日の間で基本的に定めておりますが、来年度、オリンピックの関係でスポーツの日が移行することにより、1日前倒しして実施するものです。1日前倒しして後期と前期の境目の変更を行うものです。

以上、よろしくお願いいいたします。

## ○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第2号については、可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第6「議案第2号」を終わります。

## ◎日程第7「議案第3号逗子市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」

### ○大河内教育長

続いて、日程第7「議案第3号逗子市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

### ○阿万野文化スポーツ課長

議案第3号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正につきまして御説明いたします。

令和3年4月1日から施設予約システムを新たに更新するに当たりまして、市立体育館の利用者の利便性を鑑み、専用料金の支払い期日及び利用料金の還付の申し出の期限を、利用日から起算して現在10日前としているものを8日前に改めるものでございます。よって、市立体育館条例施行規則第10条第1項及び第13号第1項第1号を改定するものでございます。

また、逗子市社会参加市民活動ポイントシステムの事業終了に伴いまして、当ポイントシステムによる減免及び還付に係る規定を削除するため、第12条第5項及び13条第2項を削除するものでございます。これによりまして、第13号第3項中、第2項を前項に、第3項第2項に、第4項を第3項に繰り上げることとなっております。

なお、本改正規則は、令和3年4月1日より施行するものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**○大河内教育長**

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

**○高橋委員**

今、市民の利便性というお話があったかと思うのですが、10日から8日に変えることで何か、キャンセルとかいろいろな、回転がよくなるという、どういう効果が表れるのか、ちょっと教えていただければ。

**○阿万野文化スポーツ課長**

市立体育館の多くの利用団体につきましては、同一曜日を使われるということが多くございます。例えば水曜日を毎週使われている方は、水曜日に来ているときに翌週のキャンセル及び還付の手続等をできればよろしいのではないかとということで、現在10日前としているのを、利用日より8日前、実質1週間前という換算になりますので、そのような利便性を図らせていただくというものでございます。

**○大河内教育長**

よろしいでしょうか。

**○高橋委員**

はい、ありがとうございます。

**○大河内教育長**

そのほか御質疑、御意見はございませんでしょうか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第3号については可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第7「議案第3号」を終わります。

**◎日程第8「議案第4号 逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則について」**

**◎日程第9「議案第5号 事務の委任及び補助執行について」**

**○大河内教育長**

日程第8「議案第4号 逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則について」、

日程第9「議案第5号事務の委任及び補助執行について」、2件を一括して議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

### ○佐藤教育部次長

議案第4号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則について、議案第5号事務の委任及び補助執行について、以上2件一括で御説明いたします。

まず、議案第4号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則につきましては、事務の追加、削除を行うもので、第3条子育て支援課子育て支援係中、第4号に子ども家庭総合支援拠点の運営に関するものを追加し、同条保育課保育係について、第11号市立幼稚園就園奨励費に関するものを削除し、第6条に幼児教育・保育の無償化に関するものを追加する改正を行うものです。

続きまして、議案第5号事務の委任及び補助執行につきましては、令和3年3月15日付け、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長から協議を求められたため、これを了承する旨回答するものです。協議の内容につきましては、先ほど御説明いたしました事務分掌規則の改正に伴う修正を行うもので、市長が教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員に補助執行させる事務に、子育て支援課の子ども家庭総合支援拠点の運営に関すること及び保育課の幼児教育・保育の無償化に関するものを追加し、保育課の市立幼稚園就園奨励費に関するものを削除する改正を行うものです。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

### ○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。なお、表決は1議題ずつ行います。まず、議案第4号については、可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号については、可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第8「議案第4号」及び日程第9「議案第5号」を終わります。

## ◎日程第10「議案第6号逗子市社会教育委員の委嘱について」

### ○大河内教育長

日程第10「議案第6号逗子市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

### ○橋本社会教育課長

それでは、日程第10議案6号逗子市社会教育委員の辞任及び委嘱について御説明します。

逗子市社会教育委員のうち、社会教育関係の東委員より令和2年度をもって辞任の申し出がございました。これを受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定に基づき、別紙のとおり社会教育委員候補者の委嘱の承認求めるものです。

後任の社会教育委員の選考に当たりましては、社会教育法第15条第2項並びに社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める政令に規定する者といたしまして、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者という中から選考することになってございます。このたび学識経験のある者といたしまして、川崎平和情報センター勤務、財団法人かながわ国際交流財団等の勤務を経まして、現在神奈川大学法学部非常勤講師、明治学院大学国際学部非常勤講師、拓殖大学経済学部非常勤講師をされております荻村哲朗氏に委嘱したいと考えております。なお、後任の社会教育委員候補者の任期につきましては、逗子市社会教育委員条例第5条の規定に基づき、前任者の残任期間であります令和3年4月1日から令和3年11月30日までとなります。

以上でございます。よろしく御審議ください。

### ○大河内教育長

本件について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第6号については、可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第10「議案第6号」を終わります。

## ◎日程第11「その他」

## ○大河内教育長

続いて、日程第11「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かありますか。

## ○杵山学校教育課長

それでは、2月定例教育委員会以降の市内小・中学校の様子をお伝えいたします。

中学校は3月11日に、小学校は3月19日に卒業式を行いました。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参列いただき、ありがとうございました。両日とも卒業生の門出を祝うかのように、穏やかな晴天に恵まれ、滞りなく式を終えることができました。式の実施に当たっては、各校とも密を避ける工夫をはじめとする感染拡大予防対策を施した上で、時間短縮にも努め、内容に工夫を凝らした式となっております。学校長から卒業証書を手渡す場面を保護者の方々に見ていただくことができ、安堵しております。

3月は年間のまとめの時期に当たります。昨年度は2月末に国から発令された一斉臨時休業の要請を受け、登校さえままならない状況でした。今年度は一斉臨時休業にはなっていないものの、緊急事態宣言下ということもあり、大人数が一堂に会する集会等の実施を各学校で見合わせています。児童・生徒が一堂に会する年度末の学習発表会や卒業生を送る会などがコロナ禍の前のように実施できなくなりましたが、事前にビデオ撮影したものを各教室で鑑賞したり、動画配信等の工夫をしたりし、例年とは違う形で各行事等を行いました。一堂に会しての対面で実施することはできませんでしたが、心温まるひとときを共有することができたと聞いています。

また、中学校では、保護者懇談会をオンライン懇談会として実施した学校もございました。1、2年生とも三十数名の参加がありました。初めての試みで、スムーズにはいかなかったところもあるやに聞いていますが、GIGAスクール構想で整備されたICT環境を様々試してみる必要があると考えています。

今年度は始業式・入学式直後の緊急事態宣言発令と、その後の約2か月間の一斉臨時休業というイレギュラーな年度となりました。コロナ禍が子どもたちの心にどんな影響を与えるか気がかりでしたが、大きな影響を与えたものの、年間を通して比較的落ち着いて学校生活を送ることができ、大きなけがや事故もなく、ひと安心しています。

3月25日には令和2年度の修了式を予定しています。今年度も残り10日程度となりました。新年度以降も新型コロナウイルス感染症と共存するための大きな課題が残されていることを肝に銘じ、児童・生徒一人一人の成長に寄り添った逗子の教育の充実を目指し、教育委員会

事務局として力を注いでいきたいと考えております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、市内小・中学校の近況をお伝えしました。

### ○大河内教育長

各委員おかれましては、小・中学校の卒業式の御出席、ありがとうございます。今の各学校の近況状況について、課長のほうから報告がありましたが、本件について御質疑、御意見はありませんでしょうか。感想でも結構ですが。

### ○福田委員

今、報告がありましたとおり、今年は本当に1年間大変だったと思うのですね。子どもたちも大変ですし、保護者も大変ですし、先生方も大変だったと思います。この1年間の頑張りをですね、何とか皆さんに感謝の気持ちをお伝えできればという、そういう今、気持ちでおります。とにかくよく頑張ったということと、それから、これがまだ続くのですね。続くということで、今年の経験をですね、ぜひ次に生かしてもらいたい。今年よりは少しは楽になるとは思いますけれども、でも、それでもやっぱり先生方にとっては大変な時間がまだ続くということで、ぜひいろいろな形で支援をしてあげたいなというふうに感想として持っています。

### ○大河内教育長

そのほかいかがですか。

### ○高橋委員

私、久木中学校と沼間小学校に参加させていただきました。今、福田委員からもお話ありましたが、本当に卒業式を行うに当たって、学校でしっかりとそういった対策というのをとられて、まず卒業式が本当にできたことがよかったなと思います。卒業生、それから保護者、みんなそういう意識で参加して、今までも普通に卒業式で行われていたことが、大分、行われてはいないのですけれども、また別の何ていうのですかね、価値といいますか、感動といいますか、そういったものを感じることができました。たしか在校生に向けて両校とも中継といいますか、配信して、それを視聴できるということを行っていたと聞いております。どういう形であれ、そういう時間を共有するというのが、次につながっていくと思いますし、またこれがこれからの新しい形になるのかなというか、していかなければいけないという、そういったところまで、もう世の中が変わってきているというふうに私も感じます。これからも先生方、本当に大変かと思いますが、子どもたちの成長につながるのだと思いますの

で、ぜひお願いしたいことと、それと保護者としてはやはりいろんな感染も含めて、子どもたちがしっかり正しく理解して、学校で行われていることが、効果をさらにアップしていくことが、家庭の、保護者の働きかけになるのかなというふうに思います。そこが相まって、次のステージにということを期待したいといえますか、そういうことで進んでいければなどというふうに思いました。以上です。

### ○大河内教育長

ありがとうございました。

### ○星山委員

ありがとうございました。私も中学校と小学校、卒業式、参加させていただきまして、とても感動しました。毎年、私が逗子らしいというか、感動するのは、先生方がよく泣くなどという、何かもう今年はマスクしていらっしゃるので、結構ぐちゃぐちゃな感じですけど。何か私は卒業式を見ていると、何か信頼関係というか、卒業していく子どもたちと担任の先生や、それをまた見守っている先生方の視線といえますか、何とも言えない感じが非常に感動するわけですけど。今年、静かな卒業式だったなと思いましたが、それでもすごく伝わってくるものがあって、本当にみんな頑張ったんだなというのは、とてもよく感じられる工夫が大変一つ一つされている、温かい卒業式だったのではないかなというふうに思いました。

一人一人に花を渡すシーンなんかもありましたけれども、そこでやりとり、無言の対話みたいなのが卒業生と先生方とありましたけど、その様子なんかも拝見していますと、本当に一人一人、新しい中学校や高等学校へ行ってもね、ずっとコロナのこともありますけれども、ここで得たいろいろなことを生かして、幸せに育ててもらいたいななんていうことを感じました。いろいろありがとうございました。

### ○大河内教育長

ありがとうございます。私は中・小、行かさせていただきましたけども、中学校では感謝、子どもたちが感謝の気持ちということで、その感謝の気持ちが自分たちのためにこういう卒業式を開いてくれたという感謝、それからいろいろな行事がなくなっていったけれども、何とかして自分たちのために新たな行事をつくらうとして、よくかかわっている先生を含め、地域の方々に感謝ということで、子どもたちがコロナ禍の中でも成長したなというところと、そういう形で地域があって、保護者がいて、先生方がいて、自分があるのだというような、そういう感謝の気持ちを聞けたということは、すごく救いになりました。小学校では、語り

かけですね、「お父さん、お母さん」というふうな、もう会場が全員涙するぐらいの呼びかけなんですよね。その中で1つ印象に残ったのは、コロナが憎いというようなことをダーンと発したんですね、男の子が。でも、希望を持って頑張ると。ドーンと拍手が出ました。ですから、コロナ禍の中でも本当に心は育っているなというような感じを思いましたので、現場の先生方、それから地域・保護者の方にも感謝申し上げて、また1年生を迎えればなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

その他、議事として何かございますでしょうか。

### ○佐藤教育部次長

逗子市立小・中学校用地に接する斜面地の定期点検の結果について御報告いたします。

本年1月の定例会におきまして、市立小・中学校用地に接する斜面地の定期点検の実施につきましてお知らせをさせていただきましたが、こちら、2月3日に実施をいたしました。市立小・中学校用地に接する調査対象斜面地、全部で39か所ございますが、こちらの中で樹木の倒木ですとか、擁壁のクラックなどが見られる不適発生箇所が10か所という結果となりました。このうち、市が管理している緑地などが4か所、その他は国有地で6か所となっております。この結果を受けまして、再度市の技術職員が現場を調査することといたしておりますが、市の緑地につきましては市長部局とも調整の上、児童・生徒に危険がないよう、対応を早急にとっていきたいと考えております。また、国有地につきましても、財務省のほうに対応を求めているところでございます。

以上となります。

### ○大河内教育長

昨年の2月5日の崩落事故がありまして、今年はその2月5日の2日前に斜面地の定期点検を行い、その点検結果が出たわけでございますが、今の説明につきまして御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

その他、議事として何かございますか。

### ○安田図書館長

横浜市立図書館との相互利用について御報告申し上げます。

令和3年3月1日、横浜市教育委員会と「逗子市立図書館及び横浜市立図書館相互利用に関する協定」を締結いたしました。これにより、4月1日から逗子市民と横浜市民はお互いの市立図書館において直接資料貸出のサービスを受けられるようになります。

以上、御報告終わります。

### ○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

その他、議事として何かございますか。

### ○村上子育て支援課長

子育て支援課から、体験学習施設スマイルについて御報告申し上げます。

緊急事態宣言が解除され、市内の各施設が再開し、状況を見ながら段階的に制限を解除していく方向にあります。体験学習施設スマイルも、同様の方向で開館していきませんが、5月の下旬からスポーツルームを新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用する予定となっております。3月15日に発行された別冊「広報ずし」におきまして、5月10日から市民交流センターでワクチン接種が始まりますが、接種回数が2回ということで、3週間後に2回目の接種が始まりますと、人数が倍になりますので、第2会場としてスマイルを接種会場として使用するものです。子どもたちの活動の場が少なくなってしまうかもしれませんが、スタジオやアトリエを使って、楽しい講座やイベントを企画していきたいと考えております。以上です。

### ○大河内教育長

ただいまのワクチンについての説明につきまして、御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

その他、議事として何かございますか。

### ○佐藤教育部次長

本日の案件は以上となります。

### ○大河内教育長

それでは、委員の皆様から、その他議事として何かございませんでしょうか。

よろしいですか。ないようですので、以上でその他について終わります。

次回の定例会につきましては、4月21日（水曜日）午後2時30分からを予定しておりますが、決定につきましては改めて委員の皆様にご通知申し上げます。

## ◎日程第3「報告第5号県費負担教職員の任免内申について」

### ○大河内教育長

続いて、日程第3「報告第5号県費負担教職員の任免内申について」を議題といたします。お諮りいたします。本件につきましては人事を取り扱う案件のため、秘密会にしたいと思

いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認め、秘密会といたします。よって、傍聴されております皆様及び本件に係る職員以外の方は退席をお願いいたしますので、暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

### ○大河内教育長

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして、教育委員会3月定例会を終了いたします。ありがとうございました。